

令和6年9月24日 開会
令和6年9月24日 閉会
第 5 回
(通算第 231 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 10 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和6年9月9日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和6年9月24日
2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第 5 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和6年9月24日
招集の場所	吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室
応招委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最 適 化 推 進 委 員</p> <p>河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最 適 化 推 進 委 員</p> <p>菊池 美和 齋藤 一政 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
欠席委員	<p>農地利用 最 適 化 推 進 委 員</p> <p>河口 貴哉 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時35分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	藤井 和子 見川 恒栄
会期の決定	令和6年9月24日
開 議	令和6年9月24日
備 考	

第 5 回農業委員会
(通算第 231 回)

令和6年9月24日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |

事務局	<p>今日は局長は議会の為欠席させていただきます。それでは会長さんの方からごあいさつをお願いしたいと思います。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>本日の欠席の委員さんは、澄川さんと杉ノ内さんで、河口さんは今のところ聞きはしてないで来られてはいませんが、農業委員さん12名の内12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>引き続き、会長さんに議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として藤井委員、見川委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。</p> <p>今回の申請は、3件あります。1番と2番は関連しているので、一緒に説明します。</p> <p>まず1番です。農地の所在は蔵木〇〇番、他1筆、合計面積〇㎡です。所有者は〇〇さんです。</p> <p>2番は蔵木〇〇番、面積〇〇㎡、所有者は〇〇さんです。どちらも昭和不詳年月日の頃より耕作しておらず、山林化しており農地への復旧が困難であるためです。ここは、林地荒廃防止事業が予定されており保安林に指定する予定だということです。</p> <p>非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められましたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。</p> <p>以上よろしくお願いします。</p>
議長	<p>1号議案1番につきましての現地確認の3名様は、山根さん、それから右田委員さん、安永委員さん、この3名の方をお願いをしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。第1号議案2番につきましても同じ公共事業の関係ですので、同等に山根さん、右田さん、安永さんをお願いをしたいと思います。</p> <p>現地を調査していただいて、事務局の方にご報告よろしくお願いします。</p>

事務局	<p>それでは3番に移ります。農地の所在は六日市〇〇番、合計7筆、合計面積〇〇㎡、所有者は〇〇さんです。昭和40年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧が困難であるためです。</p> <p>非農地の調査の委員さんを3名指名をお願いします。</p>
議長	<p>はい、それではご指名申し上げます。第1号議案3番につきまして、3名の指名をします。まず尾崎委員さん、それから河口委員さん、田中委員さんをお願いいたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>はい、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは3ページに移ります。</p>
議長	<p>それでは1号議案3番につきましてもご指名を申し上げます 一緒に六日市地区です。</p> <p>はい、それでは議案第2号でございます。利用状況調査に伴う農地及び非農地の判断について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の3ページをご覧ください。</p> <p>今回、非農地判断の議案に上げている農地ですが、これは委員さんに毎年行っただけでいる農地利用状況調査、農地パトロールで再生困難となった農地のなかで非農地にしてよいと思われるところです。再生困難というのは、山林化していて農地に復元するのが困難であり、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地です。</p> <p>昨年度に担当地区の農業委員さんに非農地の候補のリストを渡して再度確認していただき了解をいただいたところです。そのような農地は全町にたくさんありますが、今回は地区を区切って主に真田地区と蓼野地区について上げています。これから順番に地区ごとに非農地判断をしていく予定です。</p> <p>非農地判断というものは、農業委員会が客観的に判断する者で、土地の所有者の意向により判断するものではありませんが、念のため事前に所有者に通知をして、異議がなかったものを非農地の候補としています。</p> <p>31ページまでありますが、今回は合計340筆92,193.13㎡、約9haとなります。</p> <p>なお、本日非農地で良いということになりましたら、この後、非農地通知を所有者あてに送付することになり、その段階で農業委員会が管理する農地からは外れることとなりますが、登記地目の変更は、所有者にお願いすることになります。</p>

<p>議長</p>	<p>以上、ご審議をお願いします。</p> <p>はい、今事務局が説明しました様に、利用状況調査に伴う非農地の判断についてはそういった流れでやっていこうと思います。既にご覧になっているとは思いますが、この議案第2号につきまして、ご意見のあります農業委員さん、最適化推進委員さんにつきまして、ご意見があれば挙手をお願いします。</p> <p>ご意見ございませんか。かなりの件数ありますんで、ほとんどが山の中で進入困難というようなところばかりだとは思ってらるんですけど。これが昔畑だったんか、というような所もありますけどね。</p> <p>ご意見なければ採決の方に移らせていただいてよろしゅうございますでしょうか。また、これは具体的に承認の方法として事務局が申しました様に個別で、という方法もありますし、一括して承認を受けるという2回チェックありますので、その時でもまだ間に合いますから、今回は羅列をずらっとしておりますので、みな気付いたところは難しいかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、今回この総会の段階での採決を行います。</p> <p>第2号議案につきまして、承認の方の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、挙手全員でございます。それで認可されました。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>この案件は、農地の売買の申請です。農地の売買をするときには、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要がありますので、申請が提出されたものとなります。</p> <p>審査基準は、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農作業に常時従事すると認められること、周辺地域の営農に支障がないことを審査することとなっております。</p> <p>まず1番です。農地の所在は注連川〇〇番、他合計2筆、合計面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇さん、七日市の方、譲受人は〇〇さん、注連川の方です。</p> <p>今回の申請地は注連川の〇〇から、南に約100mのところにある農地で、無償譲渡されるそうです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で水稻や野菜を栽培されるそうです。〇〇さんは周囲の農業経営方針を理解されているそうなので問題ないと思ひますが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処されるそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>

米田銀次郎委員	<p>それでは議案第3号1につきまして、現地の方、農業委員の米田銀次郎さんに見ていただいておりますので、ご報告よろしく申し上げます。</p> <p>〇〇さんの、この農地の近くにこの家がありまして、一応、昔水稻をやったという事で、もうその水利組合の方にも加入してるんで、周辺地域の分には問題ないと思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。現地の方は以上のような事でございます。</p> <p>それでは皆さんにご意見を聞きたいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしく申し上げます。</p> <p>ご意見ございませんか。ないようでしたら採決に移らせてさせていただきます。</p> <p>それでは第3号議案1番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、挙手全員でございます。この案件、認可されました。</p> <p>それでは第3号議案2について、事務局よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>次の2番と3番は、譲受人が同じ人なので、一緒に説明します。</p> <p>2番は、農地の所在は抜月〇〇番、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇さん、抜月の方です。</p> <p>3番は、農地の所在は抜月〇〇番、他合計3筆、合計面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇さん、抜月の方です。譲受人は2番、3番とも〇〇さん、広島県の方です。</p> <p>申請地は隣接しており、国道187号線から、抜月方面に約300m入ったところにある農地です。有償譲渡で反当り〇〇万円だそうです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械は田植機やコンバインなど一式所有されています。〇〇さんは周囲の住民と話し合って農業経営を進めるそうなので問題ないと思いますが、万が一苦情が出た場合は責任をもって対処されるそうです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>今、事務局説明した通りでございます。現地の方米田浩司さんに確認していただいておりますので、よろしく申し上げます。</p>
米田浩司委員	<p>はい、こないだ澄川委員と二人で先週行ってきました。それで色々話をして機械も全部そろって、倉庫もありました。今年もこの農地を耕作しとったみたいで、その地元の譲受人とも草刈りとか協力してやっとするみたいなんで、全然問題ないかな、と思います。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、この2番3番の案件につきまして、ご意見を受けたいと思います。ご意見のある方、挙手をもって、よろしく申し上げます。</p> <p>ご意見ございませんか？ないようでしたら、裁決の方に移らせていただきたいと思います。</p> <p>それでは第3号議案2番3番につきまして、賛成の農業委員の挙手を求めます。はい、全員賛成でございます。よって認可されました。</p> <p>それでは続きまして第3号議案4番でございます。農地法3条の関係です。事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>33ページをご覧ください。</p> <p>農地の所在は下須〇〇番、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、益田市の方、譲受人は〇〇さん、下須の方です。</p> <p>今回の申請地は下須の国道187号線の柿木方面に約250mのところにある農地で、有償譲渡で当たり〇〇円だそうです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で水稻を栽培されるとのこと。〇〇さんは申請地を長年耕作されているそうなので問題ないと思います。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、現地の方田村さんに見ていただいておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>田村委員</p>	<p>おはようございます。9月21日土曜日に〇〇さん宅の方に、聞き取りにお伺いいたしました。〇〇さん、この田を10年以上耕作しておりまして、トラクター、田植え機、コンバイン乾燥機等、一式所有しております。〇〇さんとの関係ですが、隣に家があったんですが、取り壊して益田の方に引っ越したため、という事でこのたび譲渡した、という事です。</p> <p>で、面積は〇〇㎡で〇〇万円で、という事になっております。</p> <p>以上です</p> <p>それでは現地の方は以上のような事でございますが、みなさん、ご意見の方を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をもってよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません、ちょっと単価があれですか、面積が違うんですかね。先ほど〇〇万</p>

田村委員	<p>円と言われたかと思うんですけど。</p> <p>〇〇万円で〇〇㎡という事なので、端数の〇〇㎡をかける〇〇円にしたら、合計で〇〇万円になるという事です</p>
事務局	<p>割り戻しで、という事ですかね。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
議 長	<p>ちょっと単価の方がありましてので、逆に説明申し上げた、という事でございます。</p> <p>ほかにございませんか。ないようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>それでは第3号議案4番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございます、全員賛成でございますので、この案件認可されました。</p> <p>それでは最後、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号について説明します。</p> <p>この農用地利用集積計画というのは農地の貸し借りについて利用権を設定するものです。</p> <p>審査の基準は、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>《読み上げ》</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>それではご意見を受け付けします。この案件につきましてご意見ある方、挙手を求めます。</p> <p>ご意見がないようですので、裁決の方に移らせていただきます。</p> <p>それでは第4号の1につきまして、賛成の農業委員の挙手を求めます</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、この案件認可されました。</p> <p>それでは承認事項4項目につきましては終わります</p> <p>こんどはその他の報告事項に移ります</p>

事務局	<p>報告第1号 非農地証明交付申請について、事務局より報告をお願いします。</p> <p>35 ページをご覧ください。これは8月の総会に出した件ですが、非農地証明書の交付申請があったもので、委員さんに現地確認をしていただき、非農地証明を発行いたしました。詳細は担当地区の委員さんからご報告をお願いします。</p>
議長	<p>それではまず、1番の七日市地区の案件、私の方から説明させていただきます。</p> <p>8月21日本総会ののち、3名で現地を確認いたしました。本廣委員、それから澄川委員、それから齋藤学。それから地権者につきまして、おばあちゃんがいらっしゃるという事なんですけど、どうも施設の方に入られていらっしゃるのか、いらっしゃらないという事が分かりました。そこで、誰もおらんという事にはならんという事で、お寺の財産管理人である〇〇さんに立会人として立ち会っていただきました。</p> <p>その場での確認をいたしました。</p> <p>この農地は〇〇㎡くらいあるんですけど、すでに駐車場で利用されておりました。この年度は財産管理人からすると、ちょっと年度までは、私も古すぎて分からない、という事でした。で、その農地につきまして、すでに倉庫が建っておったりとかトイレを作っておったりとかで、とても農地に復旧できる状態でもございません。そういったものを加点にしましたし、また、これ非農地であり排水の関係もきちんとしてありまして、なんら迷惑がかかるような事にはなっていないですし、まあ、農地では復旧はまず難しい、という事で非農地の確認をいたしたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>それでは2番についてお願いします。</p>
河上委員	<p>報告します。8月21日の総会の後、申請書の〇〇さんを訪ねまして、現地確認を行いました。〇〇番地については、孟宗竹が生い茂って、中を歩くのも大変な状況でした。それから、現状に戻すことはとても困難だなあと感じました。</p> <p>それから〇〇についても向かいました。ここはカヤが生い茂って、もう人間の背丈以上になっている状態で、これも、とても水田への復活は困難だな、と判断しました。</p>
議長	<p>以上、本日の議案につきまして、終了したいと思います。</p> <p>午前 9時 35分閉会</p>

